

第6回（令和5年度）
廃棄物減量化対策推進検討会
—配布資料—

令和5年5月25日

小山広域保健衛生組合

目次

1. 前回検討会のご意見等への対応について （住民アンケートの分析について）	1	資料 1
2. 指定袋制度基本方針（案）について	7	資料 2
3. 事業者アンケートについて	20	資料 3
4. 指定袋制度の今後のスケジュールについて	25	資料 4
5. 製品プラスチック対応の状況について	26	資料 5

議題1. 前回検討会の御意見等への対応について

1. 前回検討会の御意見等と対応について

2月6日に実施した前回(第5回)の廃棄物減量化対策推進検討会において下記のとおり、委員の皆様から御意見を頂戴しましたので、それぞれの御意見に対する検討状況を報告いたします。

	質問・ご意見	対応
1	アンケートについて、アンケートの回答ごとに回答者傾向が見られたか？	回答者属性と関連性がありそうな組み合わせについて傾向を確認しました。詳しくはこの後の「2. 住民アンケートの回答傾向について」において説明します。
2	印刷内容の表示が大きすぎると、ルール違反時に貼られるシールも合わせて内容物の確認が難しくなるのでバランスは検討してほしい。	印刷が大きくなりすぎないように、デザインについては調整して参ります。
3	カラスによるごみの飛散被害は小山広域管内で見られるので、黄色いごみ袋を再検討してほしい。	カラス除けの効果がある黄色い袋について再検討して参りましたが、カラス除けの効果がある特殊な顔料 [*] は対応できる製袋業者が限られるため安定的な供給が難しいこと、着色により製造コストの高騰につながることから従来の仕様としておりますが、今後も住民ニーズに沿って検討して参ります。 ※カラスは紫外線で物を識別しており、紫外線をカットする特殊な顔料を使用すると黄色い袋になるものであり、通常の黄色い袋ではカラス除けの効果はありません。
4	指定袋のサイズについて4種類は多い。3種類の先行自治体が多数あり、最小の容量についてはほとんど共通して使用されていない。	(資料 P16 参照) 小さい袋の需要が全体からするとかなり少ないものであることは先行自治体や製袋業者への調査より把握しておりますが、制度導入後は定めた容量の袋しかごみの排出に用いることができなくなることを考えると、小さい袋も供給が必要であると考えられます。加えて、今回導入する袋は家庭系と事業系で共通した袋になりますので、双方のニーズを満たすことを考えると4種類は必要になるとの判断になりました。最終的な容量については現在、事業者を対象としたアンケート調査を実施しておりますので、事業者のニーズを把握したうえで決定して参ります。

資料1

5	指定袋の容量(15L をなくして20L にしてはどうか?)	(資料 P16 参照) 住民アンケート結果によると、小さい袋の需要について、“レジ袋→15L 以下→20L”の順になっておりました。その結果を踏まえて原案ではレジ袋サイズでもある 15L の袋を採用する案としておりましたが、今後の住民説明会等で寄せられた意見も踏まえて検討し決定いたします。
6	ネパール語は現地の人でも読めない方が多く、英語教育が盛んで英語の方が通じるようだが、ネパール語は必要か?	(資料 P16,17 参照) これまで検討してきた言語は小山市の登録外国人人口の上位10か国で主に使用される言語であり、ネパール語もネパールの公用語として使用されています。また、外国人はルームシェア率が高く、袋を共用で使用する傾向にあることから外袋ではなく袋1枚ずつ多言語表示が必要であると考えられることから、なるべく多くの言語での表示が必要であると考え、敢えて言語数は減らさずに現行の9言語を採用する方針としました。
7	名称(燃やすしかないごみ)について検討してほしい。インパクトがないと減量効果がでない。	(資料 P16,17 参照) ごみ減量化の契機とする意味合いでの名称変更に限らず、サブタイトルなどで減量化を促すなど、様々な表記を検討して参ります。
8	大容量の袋は事業用専用にするればよいと思う。住民が間違っ使用しないよう色を変えるなどが良いのでは?	(資料 P16 参照) 住民アンケートを実施した結果、指定袋導入に望む声として経済負担の軽減が最も求められていたことから、スケールメリットが働きやすくするために家庭系と事業系で共通の仕様としました。同時に利便性の向上を目的に住民も事業者も自身のニーズに合った袋を選択できるような制度設計であることをご理解いただければと思います。
9	「きめられた日に～」の表記について、きめられた日に排出するのは資源物に限らずごみ全般にいえることから記載の方法を変更した方がよい。	(資料 P17 参照) 「きめられた日に～」の表記を3つ目の文章に移し、「ごみはきめられた日の朝8:00までに～」といった表記にすることで、資源物を含むすべてのごみが「きめられた日」に排出する必要があることを明示しております。
10	「資源になるもの」は上段の「燃やすごみ以外」の説明であるため、記載方法を再検討した方がよい。	(資料 P17 参照) 「資源になるもの」は「燃やすごみ以外」に含まれることから内容が重複しておりましたので、敢えて元の文章を両方掲載する理由は薄いと考え、資源物の分別を心がけることをお願いする文章と、ごみの減量化への協力を呼び掛ける文章に再編しました。

2. 住民アンケートの回答傾向について

昨年11月から12月にかけて各市町で実施した指定袋制度導入に係る住民アンケート調査の調査結果に対し、「回答者属性ごとによる傾向がみられたか」といった質問及び、「これらを活かすことで効果的な情報提供につながるのではないか」といったご意見を頂戴しました。

そこで、回答者属性と設問の回答の間で関連が見られそうな組み合わせについて、3パターン抽出して回答者属性ごとの傾向をクロス集計により確認しました。

なお、今回のアンケート調査において、単純集計で実施する分には十分なサンプル数が回収できておりましたが、①クロス集計を実施するにはサンプル数が不十分であったこと、②各市町のアンケート結果で特に有意な差が見られなかったことから、各市町のアンケート結果を合算してクロス集計を実施しております。

また、設問の一部の選択肢については回答者数が極端に少なく回答者傾向を示しているとは考えにくい箇所もございますのでご了承ください。

【組み合わせ①】

問1-3 居住形態 × 問3-1 使用する袋のサイズ

問1-3. あなたのお住まいの居住形態について該当するものに○をつけてください。

- ①. 戸建て住宅 ②. 共同住宅 ③. 店舗・事務所付き住宅
④. その他()

問3-1. あなたが普段燃やすごみを排出する際に、どのような袋を使用されていますか？最も近いものに○をつけてください。

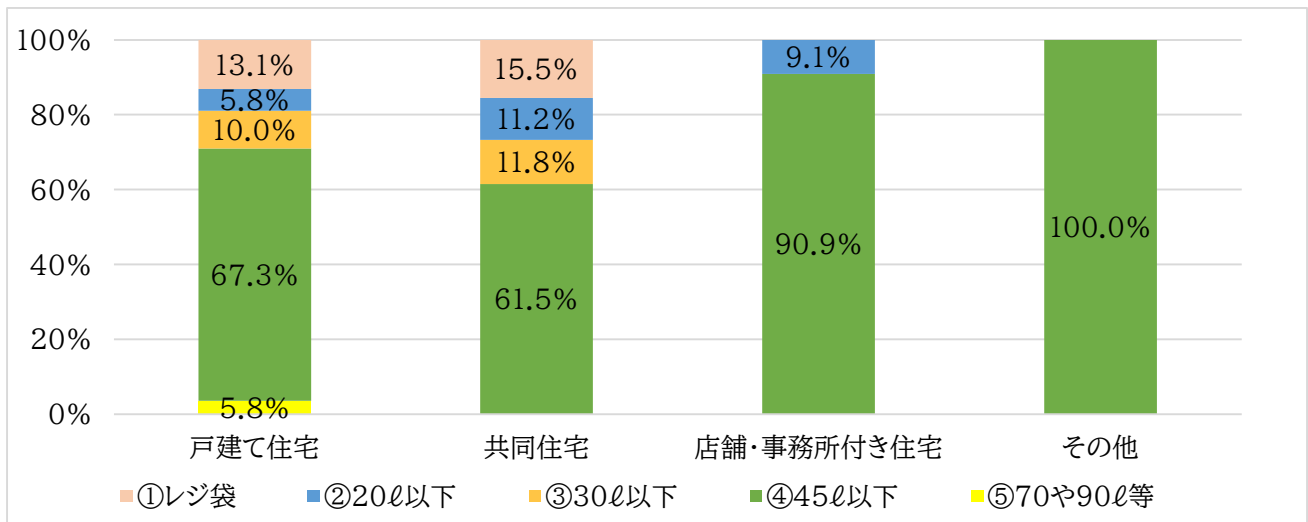
- ①. スーパー等のレジ袋 ②. 20L以下のごみ袋 ③. 30Lのごみ袋
④. 45Lのごみ袋 ⑤. 45Lよりも大きいごみ袋(70Lや90Lなど)
⑤. その他()

【この組み合わせを選択した理由】

共同住宅ではステーションが24時間常に解放されているケースが多く、ごみがある程度溜まる度に収集日とは関係なく燃やすごみを排出する住民や、世帯員数が少ない世帯が多く住んでいると考えられることから、戸建てと比較して小さい袋が多く使われていると考えられます。そこで、レジ袋などの小さい袋の需要を確認するためにこれらの関係について確認したいと思います。

《結果・考察》

図1. 居住形態と使用する袋の大きさの相関



店舗・事務所付き住宅及びその他は母数が少ないため、傾向が示されたとは言えませんが、戸建て住宅と共同住宅を比較すると、45Lの袋を使用する世帯が多いことが共通している一方、共同住宅に住む世帯の方が45L未満の袋を使用する世帯が10%ほど多いことが示されました。これは、一般的に共同住宅に住む世帯よりも戸建て住宅に住む世帯の方が、世帯員数が多いことに起因すると考えられます。

また、戸建て住宅でのみ70L以上の大きい袋を使用する世帯が見られましたが、これは庭で発生した草木や落ち葉などは膨大な量になる傾向にあることから、大きい袋が好まれると考えられます。そのため、大きい袋について需要は多くないものの、家庭系ごみの排出にも使用されるケースがあり、事業系と共通して使用できるよう設計する意義があると考えられます。

【組み合わせ②】

問1—1 回答者の年代 × 問2—6 指定袋制度導入に伴う減量化への意識

問 1-1. あなたの年代に該当するものに○をつけてください。

- ①. 19 歳以下 ②. 20～29 歳 ③. 30～39 歳 ④. 40～49 歳
 ⑤. 50～59 歳 ⑥. 60～69 歳 ⑦. 70 歳以上

問 2-6. 指定ごみ袋制度の導入は、住民にごみの減量化やリサイクルの推進について関心をもってもらうことで、ごみの減量化に繋げることが目標となる制度です。もし、指定ごみ袋制度が導入された場合、あなたはごみの減量化やリサイクルに関心を持ち、取り組むと思いますか？あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

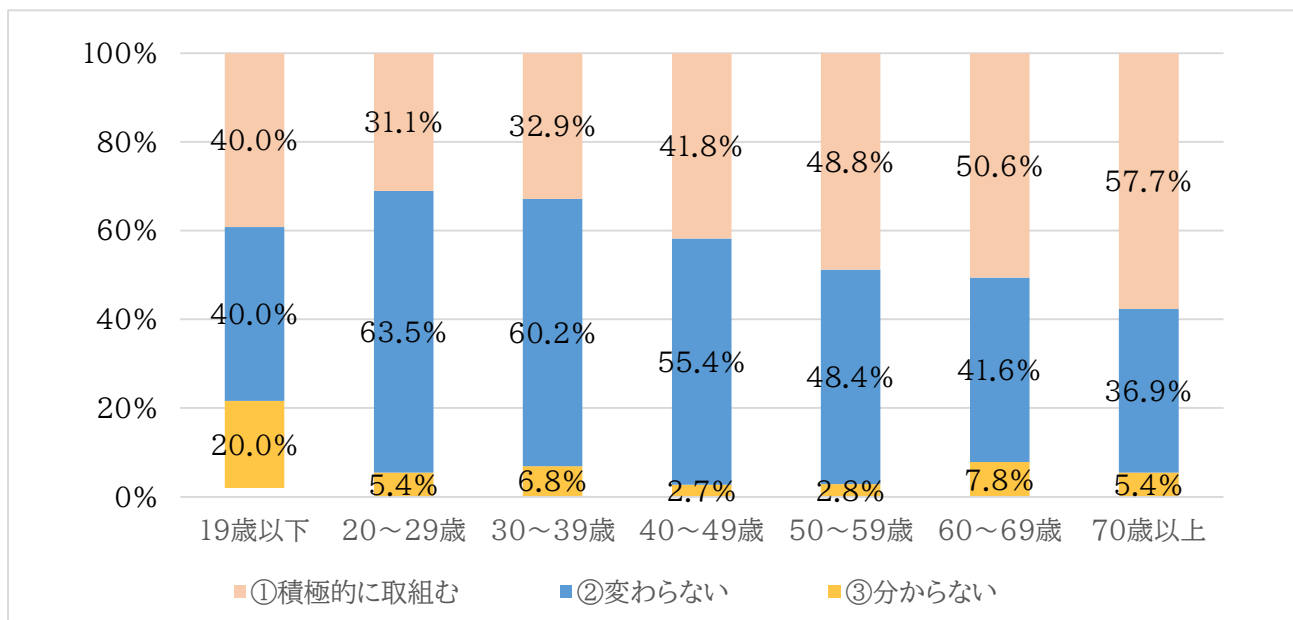
- ①. 積極的にごみの減量化やリサイクルに取り組むと思う
 ②. あまり変わらないと思う
 ③. わからない

≪目的≫

指定袋制度の先行自治体が実施していたアンケート結果によると、住民の年代とごみ減量化に向けた意識は相関関係にあり、回答者が高齢層になるにつれて減量化に向けた意識が強くなる傾向がありました。当組合管内においても同様の傾向がみられれば、住民に分別意識の啓発活動を行う際の参考とすることや、年代層別の減量化に向けたアプローチ方法を検討する余地があると考えられるため、この組み合わせについて傾向が見られるか検証しました。

≪結果・考察≫

図2. 年齢層ごとの指定袋導入時におけるごみ減量化の意識



年齢層が高くなるにつれて、「積極的に減量化に取り組む」と答えた方が増加していることから、小山広域管内でも先進自治体同様に年齢層が高くなるにつれてごみ減量化への意識が高くなる傾向が示唆されました。このことから、今後の減量化に向けた周知について、より若年層をターゲットにした方法を検討していく必要があると考えられます。

【組み合わせ③】

問1-1 回答者年代及び問1-2 世帯員数 × 問3-1 使用する袋のサイズ

問1-1. あなたの年代に該当するものに○をつけてください。

- ①. 19歳以下 ②. 20～29歳 ③. 30～39歳 ④. 40～49歳
 ⑤. 50～59歳 ⑥. 60～69歳 ⑦. 70歳以上

問1-2. あなたの所属する世帯の人数に該当するものに○をつけてください。

- ①. 1人 ②. 2人 ③. 3人 ④. 4人 ⑤. 5人 ⑥. 6人以上

問3-1. あなたが普段燃やすごみを排出する際に、どのような袋を使用されていますか？最も近いものに○をつけてください。

- ①. スーパー等のレジ袋 ②. 20L以下のごみ袋 ③. 30Lのごみ袋
 ④. 45Lのごみ袋 ⑤. 45Lよりも大きいごみ袋(70Lや90Lなど)
 ⑤. その他()

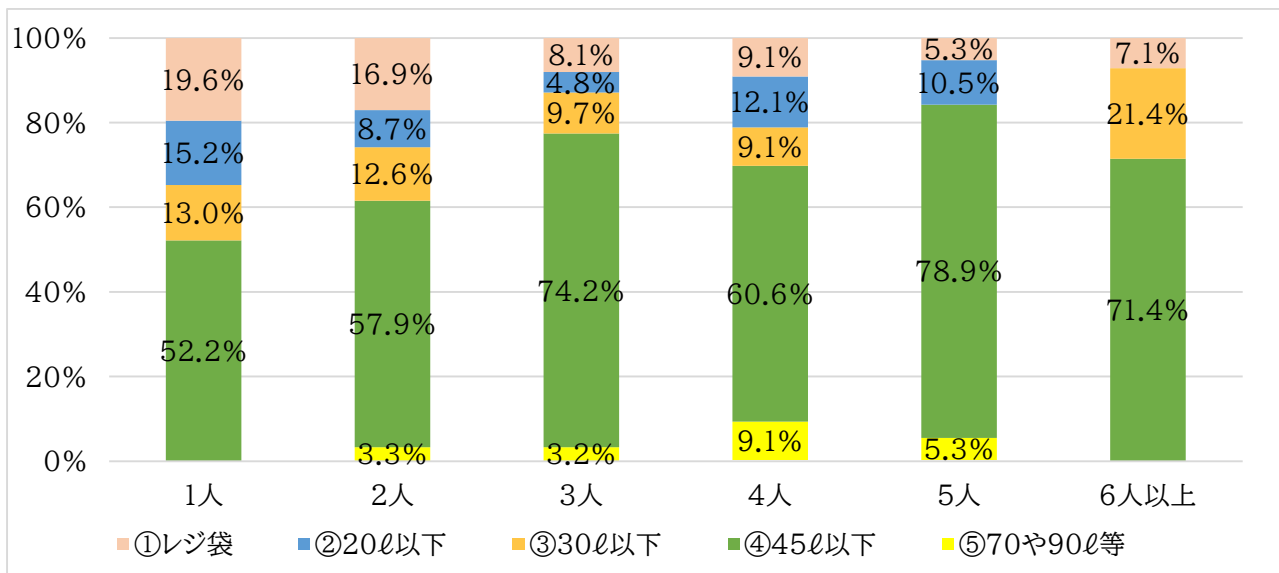
【この組み合わせを選択した理由】

先進自治体や製袋業者へのヒアリングによると“30L以下の小さい袋について、高齢者の利用が多い”傾向が見られるとのことでした。一方、一般的に世帯員数と使用する袋の容量は比例の関係にあります。そのため“高齢者が暮らす世帯は世帯員数が少ないため、小さい袋が選ばれる傾向にあった”可能性があり、年代と袋の大きさには直接的な関係がない可能性が考えられます。

そこで、高齢の回答者(60歳以上)が所属する世帯について、世帯構成員数とごみ袋の大きさを比較することで、この傾向について明らかにしたいと考え、この組み合わせを選択しました。

《結果・考察》

図3. 高齢の回答者が所属する世帯における世帯員数と使用する袋の大きさの相関



高齢の回答者が所属する世帯における世帯員数と使用する袋の大きさの相関について確認したところ、世帯員数と使用する袋の大きさは比例の関係にありました。この傾向は高齢の回答者の有無に関係なく見られる傾向であることから、高齢者が小さな袋を好む傾向があるとは言えないことが示唆されました。

小山市・下野市・野木町
(小山広域保健衛生組合管内)

指定ごみ袋制度の基本方針
(案)

令和5年7月

小山市・下野市・野木町
小山広域保健衛生組合

目次

はじめに.....	9
1 ごみ処理の現状.....	10
(1)ごみ処理の概要.....	10
(2)燃やすごみの排出量.....	11
(3)燃やすごみの組成.....	11
(4)燃やすごみの削減目標.....	12
2. 制度の概要と効果.....	13
(1)指定ごみ袋制度とは.....	13
(2)制度の実施時期.....	13
(3)制度の効果.....	14
3. 制度の方針.....	15
(1)制度の対象.....	15
(2)指定ごみ袋の仕様.....	15
(3)表示内容.....	16
(4)指定ごみ袋の製造・流通・販売方法.....	18
(5)指定ごみ袋に入っていないごみの取り扱いについて.....	18
(6)可燃系粗大ごみの取り扱いについて.....	18
(7)組合の施設に直接搬入する際の指定ごみ袋の除外品目について.....	18
4. 制度導入にあたっての周知と啓発.....	19
(1)住民への周知と啓発活動.....	19
(2)事業所への周知と啓発活動.....	19

はじめに

地球規模の環境問題に国の枠組みを超えた対応が求められる現在、温室効果ガスによる地球温暖化はその代表的な課題になっています。令和元(2019)年10月、政府は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を宣言しました。私たちが毎日排出するごみを焼却することでも温室効果ガスは発生しており、燃やすごみ・可燃ごみ(以下「燃やすごみ」という)を減らすことが求められています。

栃木県南部に位置する、小山市、下野市、野木町(以下「市町」という)は、ごみ処理に関する事務を共同処理するため小山広域保健衛生組合(以下「組合」という)を設立し、燃やすごみは、小山市にある160t焼却施設と70t焼却施設で焼却処理※しています。このうち昭和61(1986)年に建設された160t焼却施設は老朽化が進んでいるため、令和9(2027)年4月の稼働を目指して新たな180t焼却施設の整備を進めているところです。

将来的に人口減少による廃棄物の自然減少が見込まれる状況で、新たな焼却施設の規模が過大なものにならないよう、市町と組合では他自治体の事例をもとに達成可能な燃やすごみの削減目標を検討し、その達成を前提とした焼却施設を計画しました。整備が完了すると、現在より処理能力は増えますが、万一の災害時に発生する廃棄物の処理に備えるためにも、平常時から燃やすごみを削減しておくことが必要です。

令和3(2021)年6月、組合は廃棄物の減量化を検討するにあたり、広く住民の皆様の御意見を反映するため、廃棄物減量化対策推進検討会を設置し、令和4(2022)年1月に燃やすごみの減量化施策として、多くの自治体で導入実績のある“家庭系及び事業系指定袋制度を実施すること”が提言されました。

この提言を契機に、市町と組合は指定ごみ袋制度の導入に向けた取り組みを進めて行くことになりました。

※…石橋地区で発生した燃やすごみは令和9年度から本組合の施設で処理を開始する予定です

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の概要

市町のごみは分別毎に次の3箇所の施設で処理しています。

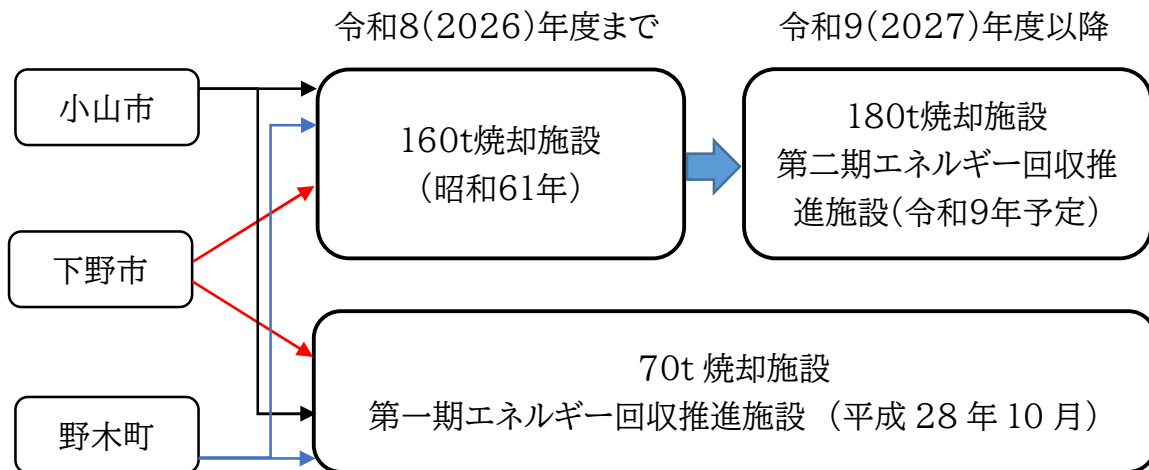
施設名	中央清掃センター	リサイクルセンター	南部清掃センター
所在地	小山市	下野市	野木町
処理対象ごみ	燃やすごみ 粗大ごみ(可燃系)	不燃ごみ 粗大ごみ(不燃系) 資源物(びん・缶・ペットボトル) 有害ごみ、小型家電	生ごみ(野木町) プラスチック製容器包装 剪定枝

※このほか、各施設で可燃系資源物を回収しています。

中央清掃センターでは、燃やすごみなどを以下の施設で処理しています。

160t 焼却施設等の「160t」は1日24時間運転した場合の処理能力を表します。施設の点検や整備などで停止しなければならない日数を除いた、年間運転日数は268日として計算します。

図1. 中央清掃センターの燃やすごみ処理フロー



※下野市石橋地区は令和9年度以降、当処理フローに含む

(2) 燃やすごみの排出量

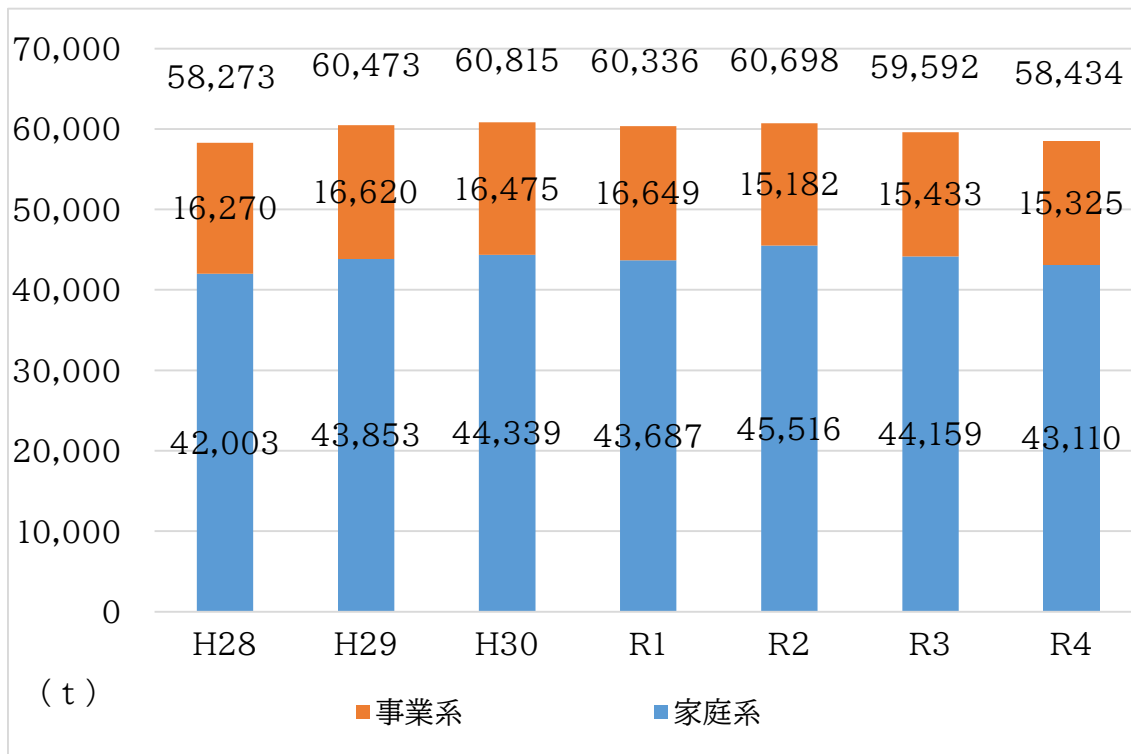
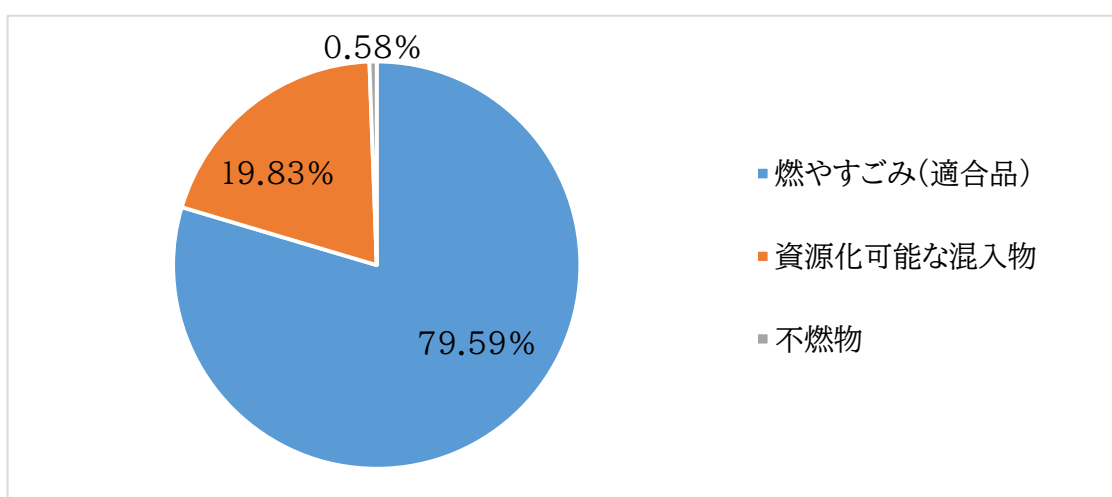


図3. 小山広域管内の燃やすごみ及び可燃系粗大ごみ排出量

平成 28(2016)年度からの燃やすごみ及び可燃系粗大ごみの排出量（下野市石橋地区分を含む）は、約 60,000t 程度でほぼ横ばいの状況です。

(3) 燃やすごみの組成



家庭ごみを対象に実施した燃やすごみの組成分析では、20%が資源化できる紙類(段ボール、雑誌類、雑紙等)や容器包装プラスチックでした。これらの分別を徹底していただくことで、燃やすごみを減らし、資源化することができます。

資料 2

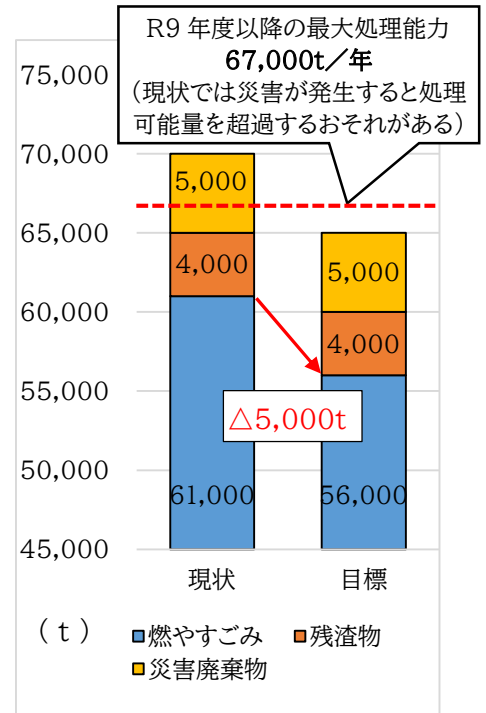
(4) 燃やすごみの削減目標

令和9年度までに平成30年度比で5,000t削減することを目標にしています。

燃やすごみの排出量は、平成30(2018)年度に約61,000tでしたが、市町と組合では、新たに建設する焼却施設の処理能力が将来的に過大にならないよう、他自治体の事例をもとに達成可能な削減目標を検討し、その達成を前提とした施設整備を計画しました。

令和9(2027)年4月に稼働を予定している第二期エネルギー回収推進施設180t焼却施設が完成すると、70t焼却施設と合わせた処理能力は最大で67,000t/年になります。一方、汚れていてリサイクルできない資源物や粗大ごみの破砕物など残渣物の焼却処理(約4,000t/年)や、災害発生時に災害廃棄物を速やかに処理できるようにするためには、平常時の排出量を56,000t/年を目標に削減しておく必要があります。

5,000tの削減目標は、家庭系と事業系に分けて以下の試算に基づいています。



ア) 家庭系ごみの削減目標

$$44,339t \times 7\% = 3,104t \div \underline{3,100t \cdots \textcircled{1}}$$

44,339t: 平成30年度家庭系燃やすごみ排出量

7%: 大袋1枚あたりの価格10~20円(最も安価)の場合の削減効果
手数料水準とごみの減量効果(東洋大学山谷教授HPより)

イ) 事業系ごみの削減目標

$$16,475t \times 11.5\% = 1,895t \div \underline{1,900t \cdots \textcircled{2}}$$

16,475t: 平成30年度事業系燃やすごみ排出量

11.5%: 広島市の指定ごみ袋による事業系ごみ削減実績より

ウ) 合計 ① + ② = 3,100t + 1,900t = 5,000t

5,000tのごみを削減しようとする、燃やすごみを約8.2%削減する必要があります。45Lのごみ袋であればバレーボール1個分程度の量が目安となります。

家庭系ごみだけをみても、(3)の組成分析結果から、最大20%、令和3(2021)年度実績で約8,800tが資源化できると試算されます。皆様に御協力をいただくことで5,000tの削減目標は達成可能なものと考えています。

資料 2

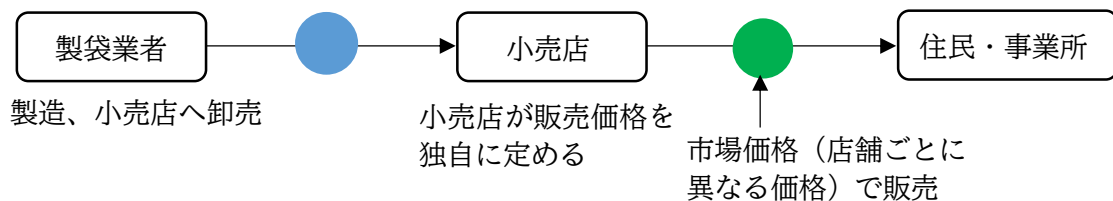
2. 制度の概要と効果

(1) 指定ごみ袋制度とは

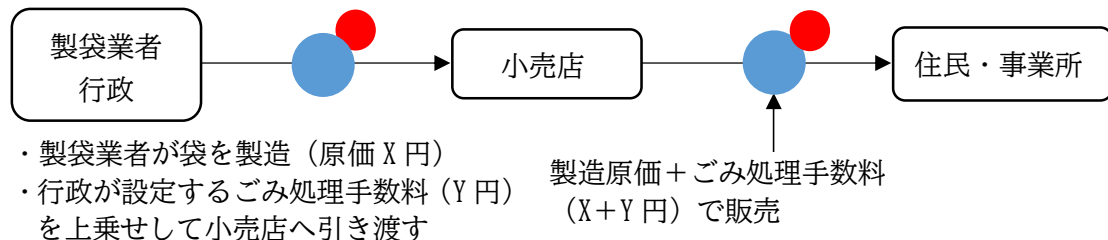
ごみを排出する際に、市町と組合が指定した専用のごみ袋を使用していただく制度です。指定ごみ袋制度には、ごみ袋の代金にごみ処理手数料を含む「有料指定袋制度」と、ごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」の2種類がありますが、市町と組合では、経済負担の少ない「単純指定袋制度」を導入する方針です。

なお指定ごみ袋の価格はごみ処理手数料を含まない市場価格のため、製造業者や小売店ごとに販売価格が異なります。

単純指定袋制度（袋の価格にごみ処理手数料を上乗せしない制度）



有料指定袋制度（袋にごみ処理手数料を上乗せする制度）



(2) 制度の実施時期

指定ごみ袋制度は家庭系・事業系共に令和 6（2023）年度中の導入を予定しています。導入に向けては概ね以下のスケジュールで取り組みます。

令和 6(2023)年 1 月	指定ごみ袋制度基本方針（案）パブリックコメント
// 3 月	指定ごみ袋制度基本方針決定
// 4 月～	住民説明会等の開催
// 10 月	指定ごみ袋制度導入（移行期間開始）
令和 7(2024)年 4 月	指定ごみ袋制度完全移行（移行期間終了）

(3) 制度の効果

①ごみの減量化と資源化の促進

指定ごみ袋の導入を契機として、ごみの分別を推進するとともに、日頃からごみの減量化を意識した生活習慣を心がけていただくことで、ごみの減量化と資源化が促進されます。

②不適切なごみの排出防止

市町と組合専用の指定ごみ袋を導入することで、地域外のごみが不正排出されることを防止します。

③ごみ処理経費の削減

燃やすごみの減量化と資源物の増加によって、ごみ処理経費の削減が期待されます。

3. 制度の方針

(1) 制度の対象

指定ごみ袋制度は、燃やすごみの削減を目的としているため、家庭系及び事業系の「燃やすごみ」を対象にします。

また家庭系と事業系で共通した仕様の袋を採用します。共通した仕様の袋とすることでスケールメリットが働き、価格の低減に繋がることや、排出者によって異なる袋の厚み（強度）などの選択の幅が広がることを期待しています。

(2) 指定ごみ袋の仕様

袋の色は、現在と同様、収集時に分別の確認ができ、かつプライバシーの確保にも一定の効果が期待される透明または（白色）半透明とし、文字の色は燃やすごみの指定ごみ袋であることをイメージしやすい赤色としています。

また、指定ごみ袋は単身世帯の住民から大規模事業所まで幅広い層が使用することから、容量が小さなものから大きなものまで幅広く用意するものとし、形状は袋をしばりやすいU字型と汎用性・経済性に優れた平型を併用します。

材質はごみ袋の材質として最も一般的なポリエチレンとします。このポリエチレンは大きく分けて LDPE(低密度ポリエチレン)と HDPE(高密度ポリエチレン)の二つに分けられますが、両者の間で性質が大きく異なるため、排出する状況によって使い分けが可能なように併用します。

カーボンニュートラルの実現に向けて、指定ごみ袋にも環境配慮を求める声が増えつつあり、他自治体では指定ごみ袋にバイオマスプラスチックや再生プラスチックを使用する例もみられますが、これらはコスト増の原因にもなるため、これらの使用については市場のニーズにあわせて製袋業者が任意に選択できるようにします。

指定ごみ袋は市町の住民及び事業者がごみを排出するのに用いられるため、ごみ袋として使用するための必要最低限の強度を備えておく必要があります。そこでポリエチレンフィルム製袋及び、包装用ポリエチレンフィルムの JIS 規格を基準とした品質を指定ごみ袋の性能に求めることにします。また、家庭系と比較して、より袋の強度が求められる事業系ごみ等にも対応できるよう、厚みは JIS 規格の基準に加えて別途要求水準を設けます。

視覚障がい者の方が指定ごみ袋を判別できるよう、外袋の下部中央に穴を開ける加工を施します。

資料 2

指定ごみ袋の仕様は以下のとおりとします。

袋の色	透明または半透明
透明度	内容物が識別可能な透明度を有すること
文字色	赤（〇〇〇相当色） 使用するインクにはカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないこと。
容量	15L、30L、45L、70L
形状	平型またはU字型
素材	ポリエチレン(LDPE、HDPE等の指定はしない) 温室効果ガス排出削減を目的にバイオマスプラスチックや再生プラスチック等を使用することができる。
厚さ	JIS Z 1711:1994に準じる 但し45L以上の容量については事業系ごみ等に対応できる厚さ0.03mm以上の袋も製造すること。
品質	JIS Z 1702:1994及びJIS Z 1711:1994に準じる

(3) 表示内容

表示内容については以下のとおりとします。

- 1 ごみの種類「燃やすごみ・可燃ごみ」（もやすしかないごみ）の表示
- 2 「燃やすごみ」の外国語表記
(英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・韓国語
ベトナム語・ウルドゥー語・ネパール語・タイ語)
- 3 容量（〇〇L相当）
- 4 任意記入欄
- 5 出し方のルール
- 6 認定番号

※任意記入欄について

家庭系：他自治体では、排出者名や番号を記載するルールを設けるなど、ごみの減量化や排出ルールの徹底に有効に活用している事例があります。地域でよりよい運用についてご検討のうえご利用ください。

事業系：事業所名を記載していただくことで、排出者責任を明確化すること等の利用が想定されます。

図 5. 指定ごみ袋のデザイン

わけてくださって ありがとうございます

もやすしかないごみ

も かねん
(燃やすごみ・可燃ごみ)

〇〇L 相当

おやまし しもつけし のぎまち
小山市・下野市・野木町
(小山広域保健衛生組合)

Burnable garbage 타는 쓰레기 可燃垃圾
Lixo Inflamável Basura incinerable Rác cháy được
जलाउन मिल्ने फोहोर جلنے والا کوڑا စမ်းမောၤ

- ごみを減らすことに協力してください。
Please cooperate with reduce the garbage.
- 紙類やプラ容器など資源になるものを分別してください。
Please separate the resources such as paper or plastic packaging and containers.
- ごみはきめられた日の朝 8：00までに、きめられた場所にだしてください。
Please take out the garbage in the decided place until 8 a.m. of the day selected as.

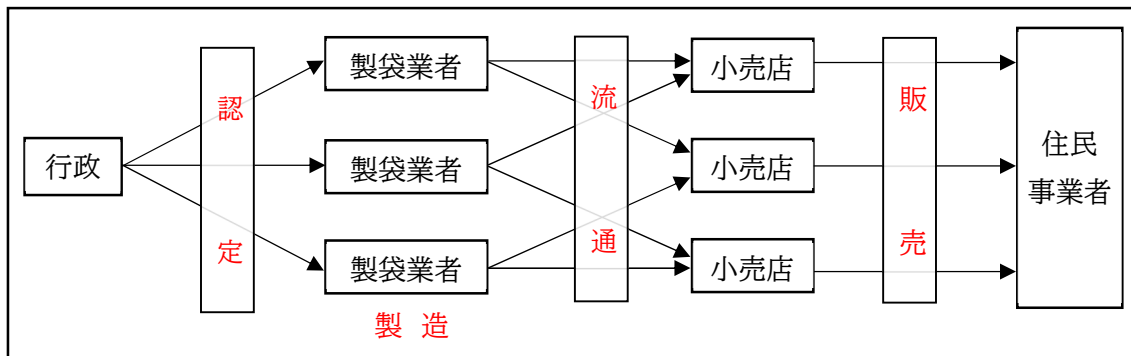
認定番号〇〇〇号

資料 2

(4) 指定ごみ袋の製造・流通・販売方法

市町と組合が袋の仕様を公開して製造する製袋業者を募り、認定を受けた製袋業者が自由に製造・流通させる“**製造業者認定制度**”を採用します。

この方式は複数の製袋業者が参入することで、製袋業者間や販売店間の自由競争が生まれ、価格低減や品質向上、多様なニーズに応える製品の供給につながるるとともに、既存の流通・販売経路を活用したスムーズな制度開始や指定ごみ袋の市場への安定供給の面でもメリットが期待できます。



(5) 指定ごみ袋に入っていないごみの取り扱いについて

指定ごみ袋制度の開始後は、燃やすごみを排出する際には指定ごみ袋を使用していただくこととなります。原則として指定ごみ袋に入っていない燃やすごみの収集はできません。

また中央清掃センターに直接搬入する場合も、可燃系粗大ごみや除外品目を除き、原則として指定ごみ袋に入っていない燃やすごみの搬入や処理はできません。

(6) 可燃系粗大ごみの取り扱いについて

畳や布団などの可燃系粗大ごみ（小山市・下野市：一辺の大きさが50cm以上、野木町：一辺の大きさが60cm以上）は、これまでどおり中央清掃センターに直接搬入できます。

(7) 組合の施設に直接搬入する際の指定ごみ袋の除外品目について

草や落ち葉等を中央清掃センターに直接搬入する際は、基本的に分別の余地がなく、指定ごみ袋を御利用いただく合理性がありません。他にも座布団やぬいぐるみなど、単独のごみを施設に直接搬入する場合も同様の理由から指定ごみ袋を使用していただく必要はありません。これら除外品目は広報やホームページなどでお知らせします。

※但し、これらを収集所に排出する場合は、指定ごみ袋を使用していただく必要があります。速やかな収集作業のために御協力をお願いいたします。

4. 制度導入にあたっての周知と啓発

(1) 住民への周知と啓発活動

指定ごみ袋制度導入にあたっては、すべての住民の皆様に対して、丁寧に周知する必要があります。説明会の開催のほか、ホームページや広報等、様々な広告媒体を活用して広く周知してまいります。

また制度導入後に、新たに転入される方や、まだ制度を把握されていない方にも御理解いただけるよう、継続的に広報活動に努めてまいります。

(2) 事業所への周知と啓発活動

指定ごみ袋制度導入にあたっては、市町の事業所が組合の施設で燃やすごみを処理する場合も、住民の皆様と同じく指定ごみ袋を御利用いただくこととなります。事業所から委託を受けている一般廃棄物収集運搬業者にも御協力いただきながら、通知文やホームページ等で周知してまいります。

また制度導入後に事業を開始された方や、新たに事業所を構えた方などには、施設への搬入許可申請手続きの際に併せてお知らせいたします。

議題3.事業者アンケートについて

【1.目的】

現在、当組合管内で導入する共通仕様の指定袋については家庭系に加えて事業系でも共通の指定袋とする方針です。については、制度設計にあたり、事業系可燃ごみの排出の実態把握及び指定袋に求める仕様を確認する必要があることから、当組合管内の可燃ごみ排出事業所を対象にアンケートを実施することとしました。

【2.アンケート調査対象の選定方法】

(1)アンケート調査の対象

◎排出量の多い事業所を優先してアンケートを実施

- ・自社で直接搬入している事業所
→R5 年度施設利用許可事業者名簿をもとにアンケートを発送
- ・市町一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託している事業所
→搬入量の多い収集運搬許可業者に受託事業所リストの提供を依頼

(2)R5 年度中央清掃センター施設利用許可事業者と燃えるごみの搬入量

利用許可	事業所数	搬入量 (t)	
自社	456	596.4	4%
収運	2,500	12,777.1	95%
収運+自社	2	105.7	1%
合計	2,958	13,479.2	100%

※1 可燃ごみ搬入量は R3年度実績より算出
 ※2 利用許可区分については下記の通り
 自社:自社で直接搬入している事業者
 収運:市町収集運搬許可業者へ委託している事業者

(3)アンケート発送数：合計 500 通

排出形態	アンケート発送事業者数	割合	備考
自社	20	4%	自社搬入の施設利用許可名簿を元に、排出量の多い事業者上位 20 社にアンケートを発送
収運	480	96%	収集運搬事業者の中でも搬入量上位 30 社(搬入量の 99.3%)から提供された事業者のリストを元にアンケートを発送

【3.調査方法】

アンケート案内を郵送し、回答は Web 上(小山市 HP)で行う。

【4. 実施スケジュール】

	項目	実施時期	備考
1	アンケート送付事業者の選定	4月上旬	
2	アンケート発送	4月中旬～	5月12日時点 466社(93.2%)
3	アンケート回答締切	6月2日	4月発送分は5/26締切
4	結果集計・まとめ	6月上旬	
5	指定袋制度基本方針(案)へ反映	7月上旬	

【5. 現在の回答状況】

アンケート送付数:466 社

回答社数:98 社

回答率:21.0% (5/12 時点)

【6. 調査項目】

全 25 問

- (1) 事業所属性について Q1～6
- (2) 事業所での廃棄物処理について Q7～12
- (3) 可燃ごみ排出に使用しているごみ袋について Q13～18
- (4) 指定ごみ袋制度について Q19～24
- (5) 連絡先 Q25

事業系ごみ指定袋制度導入に関するアンケート調査【小山広域保健衛生組合】

※アンケートフォームは、ブラウザのクッキー(Cookie)を利用しています。(Cookie対応のブラウザでないと動作しません) お問い合わせフォームを開いてから60分を超えた場合、内容の送信ができなくなりますので、もし送信までに時間がかかる際には、事前にメモ帳やワードなどで文章を作成してから問合せフォームに貼り付けてください。

Q1 : 貴事業所の業種について最も近いものを選択してください。

- 農林漁業
- 建設業
- 製造業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 情報通信業
- 運輸・郵便業
- 卸売・小売業
- 金融・保険業
- 不動産・物品賃貸業
- 飲食店・宿泊業
- 教育業
- 医療・福祉
- その他

Q2 : 貴事業所の形態について最も近いものを選択してください。

- 事業所・営業所
- 店舗・食堂
- 工場・作業所
- 倉庫・配送センター・車庫
- その他 (病院・宿泊施設・集客施設・教育施設 等)

Q3 : 貴事業所と居住施設の併設について該当するものを選択してください。

併設していない 併設している (店舗兼住宅 等)

Q4 : 貴事業所の従業員数について該当するものを選択してください。

パート・アルバイトの方を含めてください。

1~4人 5~9人 10~49人

50~99人 100人以上

Q5 : 貴事業所のある自治体について該当するものを選択してください。

小山市 下野市 野木町

Q6 : 貴事業所で実施しているごみの分別区分について近いものを選択してください。【複数選択可】

可燃ごみ

生ごみ

プラ容器包装 (プラマーク)

不燃ごみ

可燃系資源物 (新聞紙、雑誌、コピー用紙、段ボール、衣類等)

不燃系資源物 (びん・缶・ペットボトル)

分別はしていない

Q7 : 可燃ごみの処理について該当するものを選択してください。

貴事業所で市町の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託している

貴事業所の管理会社等が市町の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託している

貴事業所で中央清掃センター (小山市) に直接持ち込んでいる

家庭ごみ収集所に排出している

その他

Q8 : 排出される可燃ごみについて最も多いものを選択してください。(必須)

生ごみ 資源化できない紙ごみ プラマークのないプラスチックごみ

草、葉 その他 → Q10に回答してください。

Q9 : 排出される可燃ごみについて2番目に多いものを選択してください。

生ごみ 資源化できない紙ごみ プラマークのないプラスチックごみ

草、葉 その他 → Q10に回答してください。

Q10 : Q8・Q9の「その他」の内容を入力してください。

Q11 : 1日の可燃ごみ排出量を45L袋に換算すると何袋程度になるか入力してください。

わからない場合は【不明】と入力してください。

Q12 : 1か月分の可燃ごみ処理経費を入力してください。

わからない場合は【不明】と入力してください。

円程度

Q13 : 可燃ごみの排出に使用しているごみ袋の容量について該当するものを選択してください。（必須）

複数ある場合は最もよく使用している袋を選択してください。

- 15L以下 ○20L ○30L
○45L ○70L ○90L
○その他 → Q14に回答してください。

Q14 : Q13の「その他」の内容を入力してください。

Q15 : Q13で選択したごみ袋の厚さについて該当するものを選択してください。

- 0.015mm以下 ○0.02mm ○0.025mm
○0.03mm ○0.035mm以上 ○わからない

Q16 : Q13で選択したごみ袋の取っ手の有無について該当するものを選択してください。

- 取っ手あり（U型袋） ○取っ手なし（平型袋）

Q17 : Q13で選択したごみ袋の購入方法について該当するものを選択してください。【複数選択可】

- 小売店で購入 取引業者から購入 インターネット通販で購入
その他 → Q18に回答してください。

Q18 : Q17の「その他」の内容を入力してください。

Q19 : 指定袋制度が導入される場合、指定袋に求める仕様について該当するものを選択してください。【複数選択可】（必須）

- 様々なサイズの袋を導入してほしい
可能な限り安価な袋にほしい
破れにくい丈夫な袋を導入してほしい
バイオマスプラスチックを使用するなど、環境に配慮した袋を導入してほしい
取っ手付きの袋にほしい
その他 → Q20に回答してください。

Q20 : Q19の「その他」の内容を入力してください。

Q21：指定袋制度が導入される場合、ごみの減量やリサイクルについて貴事業所の考えに近いものを選択してください。

- 今よりも積極的にごみの減量やリサイクルに取り組むと思う → Q22に回答してください。
- すでにごみ減量やリサイクルに取り組んでいるため、指定袋導入後も変わらないと思う → Q22に回答してください。
- 今はごみ減量やリサイクルに取り組んでおらず、指定袋導入後も変わらないと思う
- わからない

Q22：ごみの減量やリサイクルについて今後取り組むと思う（すでに取り組んでいる）ものを選択してください。【複数選択可】

- ごみとリサイクルできるものの分別を徹底する
- 修理できるものは修理し、物を長く使うようにする
- 従業員のペットボトル飲料などの持参を控えるよう働きかける
- 従業員にごみの減量やリサイクルに関する教育や研修を行う
- 社員食堂等の食品ロス削減に取り組む
- 両面コピーや紙面の電子化などを推進して古紙の排出抑制に努める
- 古紙再生事業者等を活用する
- その他 → Q23に回答してください。

Q23：Q22の「その他」の内容を入力してください。

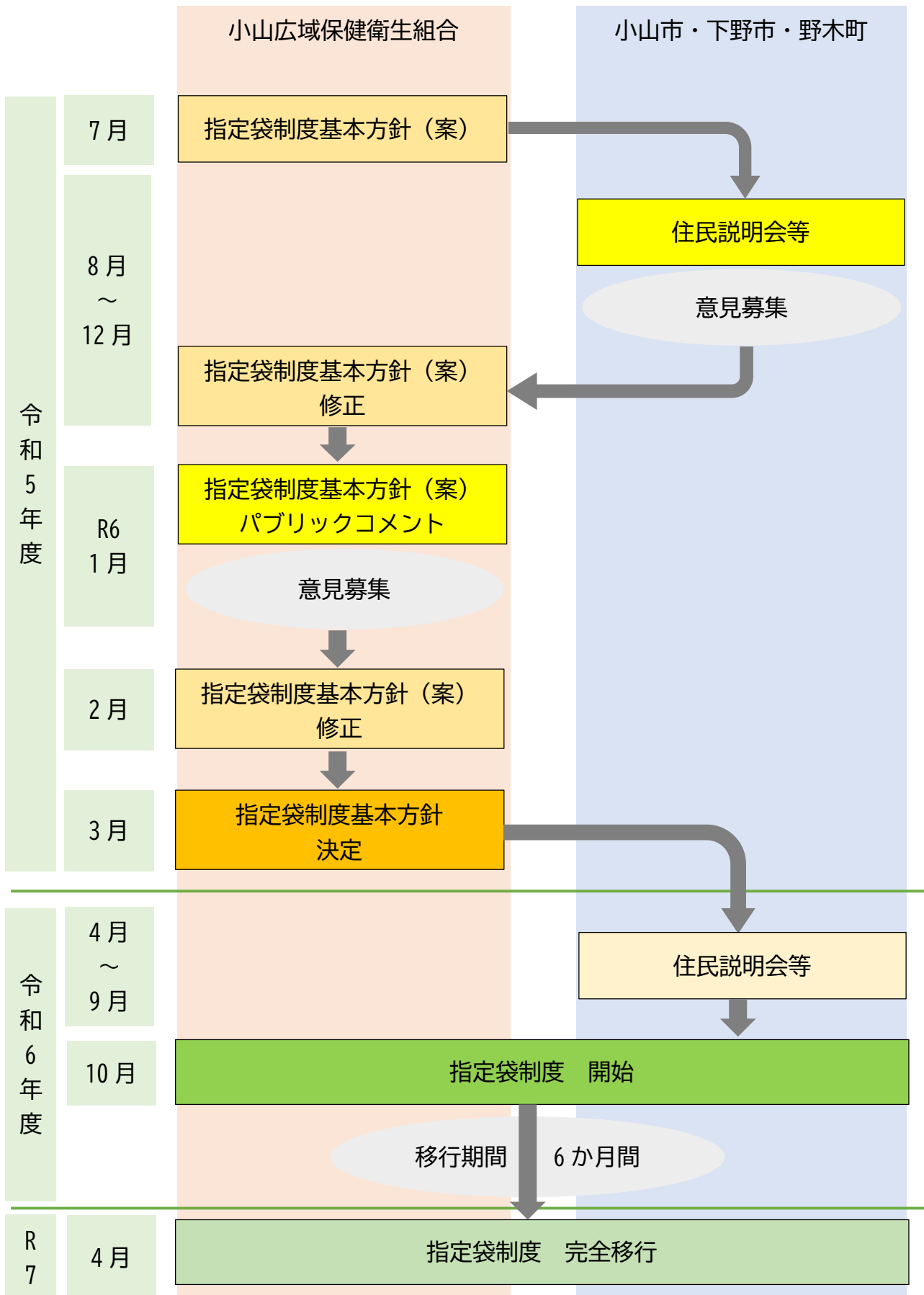
Q24：指定袋制度に関するご意見等がございましたらご記入ください。

Q25：貴事業所の名称と連絡先を入力してください。

入力いただいた情報は、同一事業所からの重複回答の有無及び回答内容を確認させていただく場合に使用します。

議題 4. 指定袋制度の今後のスケジュールについて

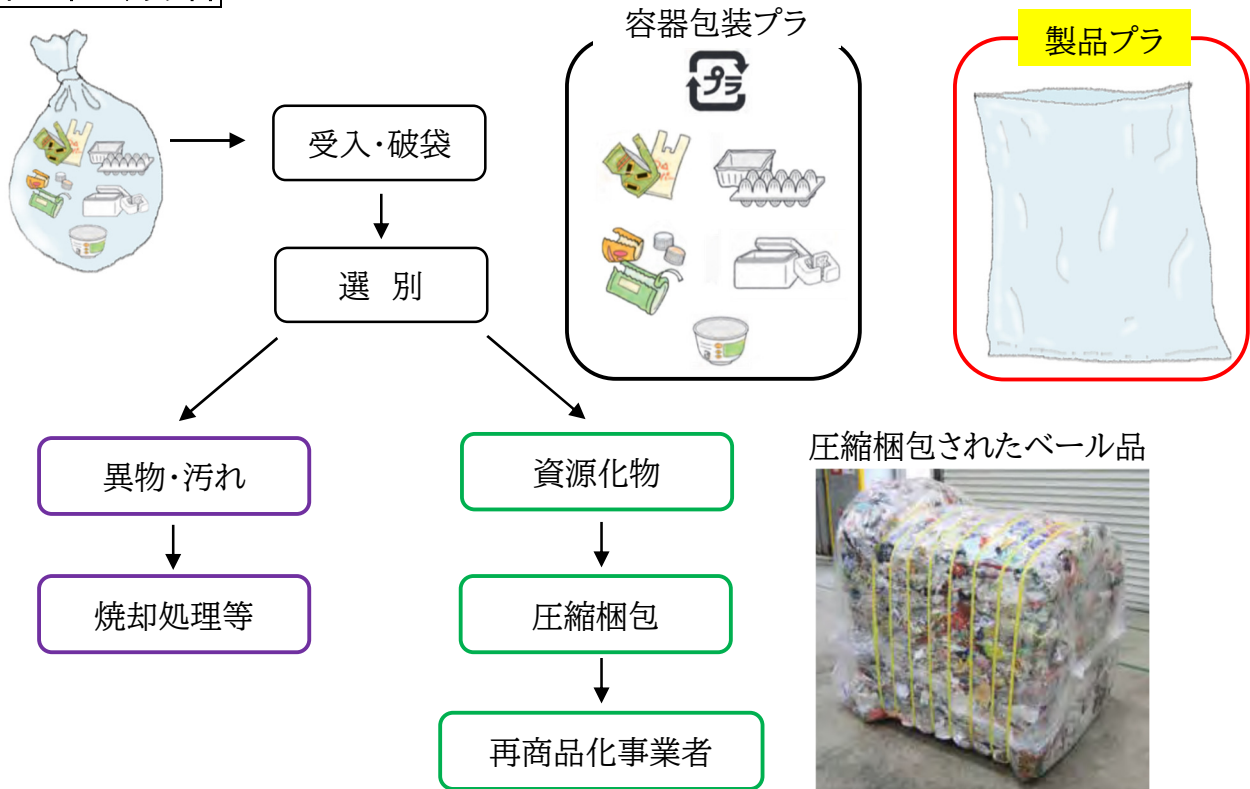
指定袋制度導入に向けたスケジュール（案）



議題 5. 製品プラスチック対応の状況について

【1.容器包装プラスチックの処理フロー図】

令和5年4月以降



【2.再商品化について】

再商品化事業者名	処理工場(所在地)	再商品化
JFE プラリソース株式会社	水江原料化工場(神奈川県川崎市)	コークス炉化学原料化
株式会社シーピーアール	飯山工場(長野県飯山市)	材料リサイクル

※“容器包装リサイクル協会”ホームページ 令和5年度 再商品化事業者落札結果より一部改変

コークス炉化学原料化：コークスの代替として鉄鉱石から酸素を取り除く還元剤として使用
 材料リサイクル：物流用パレットの原料として使用

【3.処理実績】

(単位:t)	R4.4	R4.5	R4.6	R5.4
受入量	200.41	221.27	206.31	184.44
再商品化量	150.99	169.1	163.08	147.73
再商品化率	75.3%	76.4%	79.0%	80.1%